

# 第五種共同漁業權遊漁規則

内共第4号・内共第5号

# 最上川第一漁業協同組合

-11-

## 最上川第一漁業協同組合内共第4号及び 内共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、最上川第一漁業協同組合（「組合」という。）の有する内共第4号及び内共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物〔あゆ、うぐい（はや）、こい、ふな、うなぎ、かじか、さくらます（やまめ）、いわな、にじますをいう。以下同じ。〕の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において、第8条第1項に掲げる漁具・漁法により遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で申請し、同項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 漁場の区域内において第8条第4項に掲げる漁具・漁法により遊漁をしようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動植物、漁具・漁法、遊漁区域及び遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムにより、組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、第1項及び前項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養上又は漁業調整上著しく支障がある場合を除き、当該申請を承認するものとする。

4 第2項の承認を受けた者は、直ちに第8条第4項の遊漁料（以下「特別遊漁料」という。）を組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第3条 第8条に規定する漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動植物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

水産動植物の種類	期 間
あ ゆ	組合が定めて公示する日から10月31日まで
さくらます（海域での生活を経て淡水域で生活するものに限る。以下同じ。）	3月1日から8月31日まで
やまめ（さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域で生活する期間におけるものをいう。以下同じ。）	4月1日から9月30日まで
い わ な	4月1日から9月30日まで
に じ ま す	4月1日から9月30日まで

2 前項の公示は、組合の掲示場に掲載するほかウェブサイトにて行うものとする。

（禁止区域）

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ中欄に掲げる

-13-

区域内において右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

水産動植物の種類	区 域	期 間
----------	-----	-----

全魚種	最上川	西村山郡大江町大字三郷地内最上堰堰堤から上流及び下流それぞれ 100 メートルの地点まで	周年
		西村山郡朝日町大字四ノ沢地内最上川中流農業水利事業最上川頭首工堰堤から上流及び下流それぞれ 100 メートルの地点まで	
かじか	月布川	西村山郡大江町大字月布地内北堰頭首工堰堤から下流 500 メートルの地点まで	5月1日から 5月31日まで
うぐい (はや)、 さくらます (やまめ)	月布川	西村山郡大江町大字左沢地内最上川との合流点から上流 50 メートルの地点まで	5月1日から 6月10日まで
	最上川	西村山郡大江町大字左沢地内月布川との合流点から上流及び下流それぞれ 50 メートルの地点まで	
全魚種	月布川	西村山郡大江町大字小見地内小見床止工から上流及び下流それぞれ 50 メートルの地点まで	周年
		西村山郡大江町大字塩ノ平地内塩ノ平堰堤から上流及び下流それぞれ 50 メートルの地点まで	
		西村山郡大江町大字月布地内北堰頭首工堰堤から上流及び下流それぞれ 50 メートルの地点まで	
	朝日俣沢	西村山郡朝日町大字立木地内朝日川との合流点から上流全域	

2 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中網漁具により遊漁をしてはならない。

区	域	期 間
---	---	-----

朝日川	西村山郡朝日町大字立木地内白倉橋から上流木川ダム堰堤まで	10月1日から翌年8月31日まで
送橋川	西村山郡朝日町大字四ノ沢地内最上川との合流点から上流の送橋川及びその支流	周年
月布川	西村山郡大江町大字貫見地内貫見床止工から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで	
	西村山郡大江町大字貫見地内南堰頭首工堰堤から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで	
	西村山郡大江町大字沢口地内巻淵床止工から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで	

3 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中釣りにより遊漁をしてはならない。

区 域		期 間
月布川	西村山郡大江町大字貫見地内貫見床止工から下流5メートルの地点まで	周年
	西村山郡大江町大字貫見地内南堰頭首工堰堤から下流5メートルの地点まで	
	西村山郡大江町大字沢口地内巻淵床止工から下流5メートルの地点まで	

-14-

(全長制限等)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

水産動植物の種類	全 長
ふな、うぐい(はや)	5センチメートル
こ い	10センチメートル

(水産資源の保護に関する制限事項)

第7条 第3条から前条までの規定にかかわらず、遊漁者は組合が水産動物の繁殖保護又は漁

業調整のため必要と認めて公示した制限事項（漁具、漁法、区域、期間）については、これに従わなければならない。

（遊漁料の額及び納付方法）

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。なお、あゆに係る遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の水産動植物についての遊漁もできるものとする。

水産動物の種類	漁具・漁法	遊漁料	
		1日	1年
うぐい（はや）、こい、ふな、うなぎ、かじか、さくらます（やまめ）、いわな、にじます	釣り 徒手採捕	1,000円	7,000円
あゆ	友釣り、どぶ釣り	1,500円	

2 遊漁をする場合において、組合が任命した漁場監視員（以下「漁場監視員」という。）の指示により納付する場合における遊漁料の額は、前項及び第4項の遊漁料の額に500円を加算して得た額とする。

3 前二項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料の額は、それぞれ右欄のとおりとする。

対象者	遊漁料
小学生及び中学生	無料

4 特別遊漁料の額は、次のとおりとする。

水産動物の種類	漁具・漁法	遊漁料	
		1日	1年
あゆ、うぐい（はや）、こい、ふな、うなぎ、かじか、さくらます（やまめ）、いわな、にじます	釣り、徒手採捕、友つり、どぶ釣り、置き釣り（はえ）、たも網、すくい網、がら掛け、投網	2,000円	10,000円

5 遊漁料の納付は、組合が別に定めて公示する場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたとき及び同条第2項の承認をしたと

-15-

き又は次条第1項の承認があったときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第1号又は別記様式第2号の遊漁証承認証（オンラインシステムにより発行されるものも含む。）（以下「遊漁証」という。）の遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- （1）承認を受けたものの氏名、住所（1年券に限る。）
- （2）承認期間
- （3）魚種
- （4）漁具・漁法
- （5）遊漁区域
- （6）遊漁料の額
- （7）注意事項
- （8）発行者名

2. 遊漁承認証の交付は前条2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3. 遊漁承認証は、他人に貸与譲渡してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第10条 この漁場区域内及びア表に掲げる全ての漁場区域内において、イ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法により遊漁をしようとする者は、イ表右欄に掲げる遊漁料を納付し、かつ、当該遊漁について山形県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域（漁業権番号）				
内共第1号、	内共第2号、	内共第3号、	内共第4号、	内共第5号、
内共第6号、	内共第7号、	内共第8号、	内共第9号、	内共第10号、
内共第11号、	内共第12号、	内共第13号、	内共第14号、	内共第15号、
内共第16号、	内共第17号、	内共第18号、	内共第19号、	内共第20号、
内共第21号、	内共第22号、	内共第23号、	内共第24号、	内共第25号、
内共第26号、	内共第27号、	内共第28号		

イ表

(31.4.1 改正)

水産動植物の種類	漁具・漁法	遊漁料(1年)
----------	-------	---------

全魚種	さお釣り（掛け釣りを除く。）	1年間	31,000円
あゆを除く全魚種	同上	1年間	20,000円

2 前項の承認により遊漁するときはア表の漁場区域を管理する組合の遊漁規則に従うものとする。

3 前項の遊漁料の納付及び同項の承認に係る遊漁承認証の交付は、組合が別に定めて公示する場所において行うものとする。

4 前項の遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

-16-

（遊漁に際し守るべき事項）

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、河川の堤防又は護岸施設等を破損してはならない。

5 遊漁者は組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示するベスト及び帽子を着けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

